

## 裁 決

審査請求人

処分庁

審査請求人（以下「請求人」という。）が、平成24年5月27日に提起した審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

### 主 文

が、審査請求人に対して行い、平成24年5月24日付けで通知した保護申請却下決定を取り消す。

### 理 由

#### 第1 審査請求の趣旨及び理由

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、（以下「処分庁」という。）が、請求人に対して行い、平成24年5月24日付け（以下「本件通知」という。）で通知した生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりであると解される。

請求人は、その（以下「」という。）と別世帯になっており、請求人の（以下「」という。）と人で生活をしていた。は、土曜日、日曜日に請求人の家に来ることはあったが、生活保護の担当者から、土日に来るくらいなら大丈夫と言われた。にもかかわらず請求人の世帯について、を含めた人世帯であると認定し、それが申請内容と異なるとの理由で保護申請を却下した本件処分は、違法又は不当である。

#### 第2 認定事実及び判断

##### 1 認定事実

- (1) 請求人は、平成24年4月25日に、処分庁に対し、請求人及びの人世帯として、法第7条の規定による保護開始の申請（以下「本件申請」という。）をしたこと。
- (2) 処分庁は、本件処分を行い、請求人に対し、「あなたは申請書中では人世帯ということになっていますが、各関係機関からは、頻繁にが

家にいる旨の報告がありました。実態調査も行った結果、[ ]を含め[ ]人が同一世帯であると認定します。よって、申請内容と異なるため却下します。」との理由を附した本件通知書を送付したこと。

(3) 処分庁は、本件処分を行うに当たり、平成24年5月7日から同月22日までの間、請求人世帯の員数について調査したところ、当該期間中に合計8日間（うち7日間は平日）、[ ]が請求人宅に滞在していたとの事実を確認したものの、[ ]の収入及び資産を把握するための調査は実施しなかったこと。

(4) 請求人は、平成24年5月27日付けで本件審査請求を提起したこと。

## 2 判断

### (1) 法の仕組み

保護は、原則として、要保護者等の申請に基づいて開始されるが（法第7条）、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない（法第24条第1項）、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる（法第29条）。

また、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ（法第4条第1項）、その要否及び程度は、世帯を単位として判定される（法第10条）。同条が、保護の要否及び程度は世帯を単位として定むべき旨を規定しているのは、同一の世帯に属する者は相互の間に法律上の扶養義務があるかどうかにかかわらず、事実上、生計の面で互いに依存し援助し合う関係にあるのが通常であるところから、この事実を基礎として保護の要否及び程度を決定すべきものとする趣旨である（東京地方裁判所昭和38年4月26日判決）。

### (2) 本件処分について

これを本件処分についてみると、処分庁は、前記認定事実（3）のとおり、請求人世帯の員数を調査した結果、平成24年5月7日から同月22日までの間に合計8日間（うち7日間は平日）、[ ]が請求人宅に滞在していたとの事実を確認していることからすれば、処分庁が、前記認定事実（2）のとおり、請求人の世帯につき、請求人及び[ ]のほかに、[ ]も含む[ ]人世帯であると認定した点については、社会通念上妥当であると認められる。

もつとも、処分庁は、**■**も含む**■**人世帯であることが本件申請の内容と異なることを理由に、本件申請を却下する本件処分を行っているが、法第4条第1項及び法第10条の規定によれば、保護は、保護開始申請を行った世帯が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用してもなお生活に困窮することを開始の要件としているのであり、実際の世帯員の員数が、申請した世帯員の員数より多いことのみによって、直ちに当該世帯につき保護の要件を欠くことにはならない。

すなわち、処分庁は、**■**も請求人の世帯員である旨認定しているのだから、これを基礎として請求人世帯に対する保護の要否を決定すべきであり、**■**を含む請求人世帯の収入及び資産を把握するために、法第29条の規定による調査等を実施すべきであったというべきである。

しかし、処分庁は、前記認定事実(3)のとおり、これを実施せず、請求人世帯の収入及び資産の状況を把握しないまま、本件処分を行ったものと認められる。

そうすると、本件処分は、実施すべき調査を実施しなかったことにより、請求人世帯への保護が不要であると判断できないにもかかわらず、本件申請を却下したものであるから、違法なものと言わざるを得ず、取消しを免れない。

### 3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法第40条第3項を適用して、主文のとおり裁決する。

平成24年12月26日

千葉県知事 鈴木 栄治

